

第 20 号議案

足立区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 18 年 2 月 22 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

足立区職員の旅費に関する条例（昭和 50 年足立区条例第 14 号）の
一部を次のように改正する。

第 29 条第 1 号ア中「7 級」を「6 級」に改め、同号イ中「6 級」を
「5 級」に改める。

第 30 条第 1 号イ中「7 級」を「6 級」に、「6 級」を「5 級」に改
め、同号ウ中「7 級」を「6 級」に、「6 級」を「5 級」に改める。

別表第 1（1）日当、宿泊料及び食卓料の部中「9 級」を「8 級」に、
「8 級」を「7 級」に、「7 級」を「6 級」に、「6 級」を「5 級」に
改める。

別表第 2（1）日当、宿泊料及び食卓料の部及び同表（2）支度料の
部中「9 級」を「8 級」に、「8 級」を「7 級」に、「7 級」を「6 級」
に、「6 級」を「5 級」に改める。

付 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

職員の給与制度の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この
条例案を提出いたします。